# 令和元年度 事業実施計画書

令和元年度事業

峡南保健福祉事務所 健康支援課

峡南地域在宅医療広域連携会議

予算あり

目的: 住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的に、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、「峡南地域在宅医療広域連携会議」(以下「連携会議」という。)を設置し、在宅医療と介護の連携を図るための「切れ目のない提供体制の構築」について協議を行う。

# 事業内容

# 【第1回】(予定)

日 時:令和元年7月24日(水)午後7時~8時30分

場 所:南巨摩合同庁舎3階会議室

内容:①令和元年度事業計画について

②在宅医療を推進する上での課題の共有

・看取りの実態調査内容の検討

③その他

# 【第2回】(予定)

日 時:令和2年2~3月頃 午後7時~8時30分

場 所:南巨摩合同庁舎3階会議室

内容:①在宅医療を推進する上での課題の共有及び対応策の検討

・看取りの実態調査結果から得られた課題の共有

・看取りの課題への対応策の検討

②その他

# 峡南地域在宅医療広域連携会議実施要領参考

#### 1. 目的

住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在 宅医療の推進を図ることを目的に、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、「峡南 地域在宅医療広域連携会議」(以下「連携会議」という。)を設置する。

#### 2. 実施主体

峡南保健福祉事務所

#### 3. 構成員

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、訪問看護ステーション職員、地域包括支援センター職員、 介護事業所職員、市町村行政職員、保健所職員等

#### 4. 役員等

連携会議の役員として、会長1名、副会長2名を置く。

- 1) 会長は、連携会議において選出し、承認を得るものとする。
- 2) 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 3) 副会長は、会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4) 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5) 委員は再任を妨げない。

#### 5. 会議

会議は、会長が招集し、会議には議長1名を置き、会長がこれにあたる。

#### 6. 作業部会

連携会議の所掌事務を補助するため、必要に応じて作業部会を設置する。

## 7. 協議事項

在宅医療と介護の連携を図るための「切れ目のない提供体制の構築」について協議を行う。

- (1) 医療機関及び訪問看護ステーションとの調整に関すること
- (2) 医療機関同士、医療機関と訪問看護ステーションの連携に関すること
- (3)介護支援専門員等の介護関係者との連携に関すること

# 8. 事務局

連携会議は事務局を峡南保健福祉事務所におく。

## 9. その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項を行う。

# 附則

1 この要領は、平成30年6月25日から施行する。